

令和8年度コミュニティ助成事業留意事項（抜粋）

コミュニティ助成事業の申請については、令和8年度コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成事業（要綱第2関係）

1. 事業の留意点（要綱第2の1関係）

- (1) 要綱第2の1(3)の事業で整備する施設又は、設備等は、コミュニティ組織、自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、女性消防隊、少年消防クラブが維持管理できるものとします。
- (2) 要綱第2の1(3)の事業区分アの事業では、建築物（建築基準法に定めるもの）は対象外ですが、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となります。（建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要となる場合があります。）
- (3) 要綱第2の1(3)の事業区分アの事業は、別紙1（参考①）も参照してください。
- (9) 各事業を実施するにあたり、次の場合は対象外となります。
 - ① 助成対象団体の補助事業（単なる資金供与だけのもの）を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの。
 - ② 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。
 - ④ 次のものを含む事業。
 - ・土地の整備（取得、造成を含む）。
 - ・既存施設、中古品の購入。
 - ・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去。
 - ・車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。
 - ・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。
 - ・銃・刀剣類。
 - ・住民個人宅に設置されるもの。
 - ・宗教に関する施設及び設備等の整備。
 - ⑤ 土地を要する事業を実施する場合（コミュニティセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等）で、次に該当するもの。
 - ・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

- ・相続手続き未済のもの。
- ・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

2. 助成事業の要件（要綱第2の2関係）

- （1）助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものであり、国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。
- （2）公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となるものであること。また、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合は対象外。
- （3）国からの助成を受けないものであること。
- （4）事業の完了は、設備等の納品日若しくは検収日の全てが終了した日とします。
- （5）備品、消耗品は、助成対象団体の規則等で定めるものとなります。なお、使用回数に制限のあるもの、又は使用期間に定めのあるものは消耗品となります。

第3 助成事業の実施主体（要綱第4関係）

1. 次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

（1）事業実施主体

コミュニティ助成事業を、自ら主体的に企画し、実施する団体及び市（区）町村。

（2）コミュニティ組織

自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとはいえない団体等は除きます。

（3）自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2項に定める、地域住民による自発的な防災組織又はその連合体。

2. 事業実施主体が市（区）町村以外となる場合は、次の要件を満たす団体とします。

- （1）申請時点で、設立されていること。
- （2）規約が提出できること。
- （3）令和7年度の事業計画及び予算書が提出できること。

3. 要綱第2の1（3）アの事業実施主体は主に、市（区）町村における自治会、町内会、自主防災組織等のコミュニティ組織とします。ただし、単一の団体による申請では、要綱第5に規定する助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望をとりまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合

に限り、市（区）町村が事業実施主体となることを可能とします。

第4 助成金額（要綱第5 関係）

2. 事業の内容に変更があった場合でも、助成額は当初の助成決定額の範囲内とします。

第6 宝くじの社会貢献広報（要綱第7 関係）

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、当財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。
2. 広報表示については広報効果が最大限発揮できるよう、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。
3. 広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の文章としてください。その際、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。
4. 宝くじの社会貢献広報の仕方については、別紙2を参照してください。

第7 助成の申請手続き（要綱第8 関係）

3. 申請書はA4 たてサイズとし、説明資料等も原則としてA4 たてサイズまたはA3 よこサイズとしてください。

第8 事業内容の変更（要綱第10 関係）

1. 事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがあります。
2. 変更申請書（別記様式第4号）が必要な場合
次に掲げる変更については、変更申請書を提出し承認を受けてください。なお、変更によって助成の要件を満たさなくなった場合は、助成を取り消すことがあります。
（1）事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき。

- ① 助成決定額に影響のある変更。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
 - ① 事業実施主体の変更。
 - ③ その他、事業内容が大幅に変更される場合。
- (3) 事業を中止、または廃止しようとするとき。

3. 軽微な変更の報告

生産中止に伴う品番変更や更新、変更が軽微と認められるものについては、事前協議のみで変更申請は不要となります。また、軽微な変更のうち、助成対象団体や事業実施主体の代表者の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更については、報告を不要とします。

第9 実績報告書の提出について（要綱第11関係）

1. 実績報告書の提出は事業完了後2カ月以内、且つ令和8年4月8日まで（自治総合センター必着）とします。必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがあります。

第10 助成金の交付先（要綱第11関係）

助成金は、助成対象団体の口座（市（区）町村、広域連合、一部事務組合の会計管理者）に振り込むものとし、その他の口座への振り込みはできません。

第11 その他

過去に助成を受けた施設や設備等の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

注：地域防災組織育成助成事業区分アに関係する部分のみを抜粋しています。

別紙 1（参考①）

< 3. 地域防災組織育成助成事業（区分ア） >

対象となるもの	対象とならないもの
・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット

注：地域防災組織育成助成事業区分アに関する部分のみを抜粋しています。

別紙2

宝くじの社会貢献広報の仕方（令和8年度）

1. 市（区）町村の広報誌等への掲載

（1）次のいずれかとしてください。

① 市（区）町村の広報誌への掲載（原則）

② 市（区）町村のホームページへの掲載（①が困難な場合、申請時に協議が必要）

- ・トップページにクーちゃんのバナーを表示し、宝くじの社会貢献広報掲載のページへリンク
- ・掲載期間は3か月以上

（2）申請時より、掲載方法を変更する場合は、**必ず事前に**自治総合センターの担当者へご相談ください。

（3）掲載する記事は、「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」の紹介と「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施した」旨の表現は必ず記載してください。

2. 購入備品、設備への広報表示

（1）「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

（2）整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。
広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

（3）広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

（4）広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

（5）表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

- ・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさに広報表示を行う。

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。(設備・備品名と写真が一致するようにしてください)
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

注：地域防災組織育成助成事業区分アに関する部分のみを抜粋しています。